

令和3年度 大阪支部事業計画 及び予算計画



広報部鳥 けんぽん
©2018 協会けんぽ大阪支部

○ 令和3年度 大阪支部事業計画（令和2年度との対照）

下線部分：令和3年度大阪支部事業計画 新設箇所

分野	令和3年度 大阪支部事業計画	令和2年度 大阪支部事業計画
1. 基盤的保険者 機能関係	適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また健全な財政運営を行う。 ①健全な財政運営 ・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 ②サービス水準の向上 ・進捗状況を適切に管理し、傷病手当金等現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10営業日）を遵守する。 ・お客様満足度調査による「支部別カルテ」を活用し、現状の課題を把握することにより、サービス水準の向上に取り組むとともに、申請書の設置環境の拡大を図ることにより、現金給付等の申請に係る郵送化率を上昇させる。 ■KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を96.0%以上とする （令和3年2月現在：①100% ②95.9%）	適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また的確な財政運営を行う。 ①的確な財政運営 ・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。 ・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。 ②サービス水準の向上 ・進捗状況を適切に管理し、傷病手当金等現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 営業日）を遵守する。 ・お客様満足度調査による「支部別カルテ」を活用し、現状の課題を把握することにより、サービス水準の向上に取り組むとともに、申請書の設置環境の拡大を図ることにより、現金給付等の申請に係る郵送化率を上昇させる。 ■KPI：①サービススタンダードの達成状況を100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を93.0%以上とする （令和元年度実績：①100% ②92.7%）

③限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の状況を踏まえ、事業主や健康保険委員に対して、各種研修会やリーフレットによる広報を実施するとともに、大阪府内の医療機関や薬局、商工会議所等と連携し、申請書の入手し易い環境を整備することにより限度額適用認定証の利用促進を図る。

■KPI： 削除

令和3年3月よりオンライン資格確認が開始されることに伴い自己負担限度額が医療機関窓口で確認可能となるため、具体的な数値設定が困難なため。

④現金給付の適正化の推進

- ・大阪支部「保険給付適正化PT調査等要領」に基づき選定した対象事案について、定期的（随時）開催する「保険給付適正化PT会議」において、調査方針等を議論・検討したうえで立入検査の要否を判断し、日本年金機構と連携・協力し立入検査等を実施する。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、本部より示された「事務手順書」に基づき、確実に進捗確認を実施する。

⑤効果的なレセプト内容点検の推進

- ・医療費の適正化を図るため、診療報酬が正当に請求されているか確認を行い、財政効果額を向上させるため、資格・外傷・内容点検の各点検においては、以下の取り組みを重点課題として強力に推進する。

③限度額適用認定証の利用促進

- ・事業主や健康保険委員に対して、各種研修会やリーフレットによる広報を実施するとともに、大阪府内の医療機関や保険薬局、商工会議所等と連携し、申請書の入手し易い環境を整備することにより限度額適用認定証の利用促進を図る。

■KPI： 高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合を

88.0%以上とする

（令和元年度実績：83.6%）

④現金給付の適正化の推進

- ・大阪支部「保険給付適正化PT調査等要領」に基づき選定した対象事案について、定期的（随時）開催する「保険給付適正化PT会議」において、調査方針等を議論・検討したうえで立入検査の要否を判断し、日本年金機構と連携・協力し立入検査等を実施する。
- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について、本部より示された「事務手順書」に基づき、確実に進捗確認を実施する。

⑤効果的なレセプト点検の推進

- ・医療費の適正化を図るため、診療報酬が正当に請求されているか確認を行い、財政効果額を向上させるため、資格・外傷・内容点検の各点検においては、以下の取り組みを重点課題として強力に推進する。

【資格点検】

無資格受診における医療機関照会と返納金請求の確実な実施

【外傷点検】

損害賠償金請求及び労災による返納金請求の確実な実施

【内容点検】

内容点検行動計画に基づき、システム点検の効果的な活用や点検員の点検スキル向上施策等の実施。特に、高点数のレセプトを点検するなど、点検の質の向上に取り組む。

- KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
(令和3年度1月現在：0.438%)
②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。(令和3年1月現在：6,159円)

⑥柔道整復施術療養費の照会業務の強化

- ・多部位、頻回施術及び長期施術の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。あわせて、令和元年度行った調査研究事業の結果に基づき、いわゆる「部位ころがし」の疑いがある者への照会事業を実施する。
- ・柔道整復療養費審査委員会における審査強化を図るとともに審査会の指摘に基づき、不自然な申請が多い施術所に対する照会を継続実施する。
- ・関係機関と連携した不正請求対策及び適正化に向けた啓発事業を強化する。

【資格点検】

無資格受診における医療機関照会と返納金請求の確実な実施

【外傷点検】

損害賠償金請求及び労災による返納金請求の確実な実施

【内容点検】

内容点検行動計画に基づき、システム点検の効果的な活用や点検員の点検スキル向上施策等の実施

- KPI：社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする
(令和元年度実績：0.517%)

⑥柔道整復施術療養費等の照会業務の強化

- ・多部位、頻回施術及び長期施術の申請について、加入者に対する文書照会を強化する。あわせて、昨年度行った調査研究事業の結果に基づき、いわゆる「部位ころがし」の疑いがある者への照会事業を実施する。
- ・柔道整復療養費審査委員会における審査強化を図るとともに審査会の指摘に基づき、不自然な申請が多い施術所に対する照会を継続実施する。
- ・関係機関と連携した不正請求対策及び適正化に向けた啓発事業を強化する。

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。（令和3年度1月現在：2.14%）

⑦あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・平成30年7月より添付が義務付けられた「1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書」をもとに長期頻回施術に対する審査強化事業を継続実施するとともに、医師による再同意の確認を重点的に行う。また、審査により疑義が生じた場合は、患者や同意医師に対して照会を行い、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を行う。

⑧返納金債権の発生防止のための保険証の回収強化、債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・保険証未返納率や返納金発生件数などの事業所データを活用した事業所への文書等による啓発等を実施し、資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。
- ・債権の早期回収に取り組むとともに、スケジュールに沿った定期的な催告や支部独自催告により債務者との接触率を高めつつ、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

■KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする

■KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする。（令和元年度実績：2.05%）

⑦あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進

- ・平成30年7月より添付が義務付けられた「1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書」をもとに長期頻回施術に対する審査強化事業を継続実施するとともに、医師による再同意の確認を重点的に行う。また、審査により疑義が生じた場合は、患者や同意医師に対して照会を行い、不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を行う。

⑧返納金債権の発生防止のための保険証の回収強化、債権管理回収業務の推進

- ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。
- ・保険証の回収強化に向けて、保険証添付率や返納金金額等のデータに基づいた効果的な事業所訪問及び文書による啓発を推進し、事業所における保険証早期回収に係る意識の醸成を図る。
- ・債権の早期回収に取り組むとともに、スケジュールに沿った定期的な催告や支部独自催告により債務者との接触率を高めつつ、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

■KPI：①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を95.0%以上とする

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

（令和3年1月現在：①91.54% ②36.11%）

※③は削除（KPI の分子である「資格喪失後受診に伴う返納金」が令和3年3月から開始されるオンライン資格確認により自ずと減少していくことなど、協会の自助努力と関係なく、外的要因が強く影響することから）

⑨被扶養者資格の再確認の徹底

・ マイナンバーを活用した被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施するとともに、事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を実施する。また、未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする（令和3年2月現在：85.8%）

⑩業務改革の推進

・ 現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化推進する。

・ 職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化（山崩し方式定着活動）により、職員の多能化による生産性の向上を推進する。

・ 加入者等から寄せられた「お客様の声」を定例会議等で共有化を図り、サービス水準の向上や業務の改善に繋げる。

②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする

③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合を対前年度以下とする

（令和元年度実績：①90.9% ②46.42% ③0.095%）

⑨被扶養者資格の再確認の徹底

・ 被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施するとともに、事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を実施する。また、未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

■KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.0%以上とする（令和元年度実績：90.0%）

⑩業務改革の推進に向けた取組

・ 電話や窓口またはホームページへの投稿等により、加入者等から寄せられた「お客様の声」を定例会議等で共有化を図り、サービス水準の向上や業務の改善に繋げるとともに、事務処理フロー等の点検を行い、効率的な業務体制の構築を図る。

2. 戦略的保険者 機能関係	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I：加入者の健康度の向上 II：医療等の質や効率性の向上 III：医療費等の適正化 ◎ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供（I、II、III） ○事業所単位での健康・医療データを活用した、事業所健康度を見える化した事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を事業所に提供し、コラボヘルスを推進する。 ○<u>支部スコアリングレポート等の分析ツールを活用し、効率的かつ効果的な保健事業を実施する。</u> ◎データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III） ○関係機関との連携を推進し、糖尿病性腎症重症化予防にかかる受診勧奨の質を高める。 ○最終評価に向けて、PDCAサイクルに沿い後半の計画を実施する。 ＜データヘルス計画の上位目標＞ ■「糖尿病にかかる被保険者1人当たりの医療費を平成27年度実績（7,626円）以下にする」 ■「透析治療の新規患者数を平成27年度新規患者数（295名）以下にする」 ①第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III） i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上	【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】 I：医療等の質や効率性の向上 II：加入者の健康度を高めること III：医療費等の適正化 ◎ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供（I、II、III） ○事業所単位での健康・医療データを活用した、事業所健康度を見える化した事業所健康度診断シート（事業所カルテ）を事業所に提供する。 ○加入者や事業主、関係機関等へ視覚化した分かりやすい分析結果を提供し、健診受診勧奨等に活用する。 ◎データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施（I、II、III） ○関係機関との連携を推進し、糖尿病性腎症重症化予防にかかる受診勧奨を拡大する。 ○6ヵ年計画の中間評価を行い、PDCAサイクルに沿い後半の計画を見直し実効性を高める。 ＜データヘルス計画の上位目標＞ ■「糖尿病にかかる被保険者1人当たりの医療費を平成27年度実績（7,626円）以下にする」 ■「透析治療の新規患者数を平成27年度新規患者数（295名）以下にする」 i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上
---------------------------	---	---

□被保険者（40歳以上）（実施対象者数：1,365,008人）

生活習慣病予防健診 実施率 44.7%

（実施見込者数： 610,000人）

事業者健診データ 取得率 9.7%

（取得見込者数： 132,000人）

被扶養者（実施対象者数： 384,117人）

特定健康診査 実施率 32.8%

（実施見込者数： 126,000人）

□健診の受診勧奨対策

【被保険者】

- ・生活習慣病予防健診の未受診者を対象に集団健診を実施する。
- ・生活習慣病予防健診の実施機関を拡大する。拡大は、受診率が低い地域、加入者1人あたり実施機関が少ない地域に重点を置く。
- ・新規適用事業所を対象に電話勧奨を含めた生活習慣病予防健診の受診勧奨を実施する。
- ・健診推進経費を活用し健診機関から受診勧奨を実施する等、健診機関との連携を強化する。
- ・事業者健診データ勧奨業務に係る外部委託の拡大、強化を行う。また、労働局・経済団体や民間業者と連携し、勧奨の効果向上及び勧奨機会の拡大を図る。

【被扶養者】

- ・自治体との連携を強化し、集団健診、院内受診双方において特定健診とがん検診の同時実施を推進する。
- ・特定健診の未受診者を対象に過去の受診状況等を活用し受診

□被保険者（40歳以上）（実施対象者数： 1,285,125人）

生活習慣病予防健診 実施率 44.4%

（実施見込者数：570,000人）

事業者健診データ 取得率 9.5%

（取得見込者数：121,500人）

被扶養者（受診対象者数： 402,502人）

特定健康診査 実施率 31.2%

（実施見込者数：125,500人）

□健診の受診勧奨対策

【被保険者】

- ・生活習慣病予防健診の未受診者を対象に集団健診を実施する。
- ・生活習慣病予防健診の実施機関を拡大する。拡大は、受診率が低い地域、加入者1人あたり実施機関が少ない地域に重点を置く。
- ・新規適用事業所を対象に生活習慣病予防健診の受診勧奨を実施する。
- ・健診機関から受診勧奨を実施する。また、健診機関と連携し、生活習慣病予防健診と特定健診の同時実施等、受診しやすい体制整備を推進する。

【被扶養者】

- ・特定健診の未受診者を対象に集団健診を実施する。実施にあたり、自己負担の無料化及び市町村と連携したがん検診の同時実施を推進する。

勸奨を行う。

- ・健康宣言を行っている事業主と連携し、事業主・支部長連名による特定健診の受診勸奨を行う。

【共通】

- ・年次案内・受診勸奨は、ナッジ理論等を活用し受診意欲の喚起を図る。

- KPI：①生活習慣病予防健診実施率を44.7%以上とする
②事業者健診データ取得率を 9.7%以上とする
③被扶養者の特定健診実施率を32.8%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

□被保険者（特定保健指導対象者数： 149,884人）
特定保健指導 実施率 21.7%（実施見込者数：32,500人）

□被扶養者（特定保健指導対象者数： 10,836人）
特定保健指導 実施率 18.5%（実施見込者数： 2,000人）

□保健指導の受診勸奨対策

【被保険者】

- ・集団健診で、健診機関による健診当日の初回面談を強化する。
- ・健診機関による健診当日の初回面談拡大及び中断率低下を図

- ・特定健診の未受診者を対象に過去の受診状況等を活用し受診勸奨を行う。

- ・健康宣言を行っている事業主と連携し、事業主・支部長連名による特定健診の受診勸奨を行う。

- ・年次案内・受診勸奨は、ナッジ理論等を活用し受診意欲の喚起を図る。

- ・事業者健診データ未提供事業所を対象にデータ提供勸奨を行う。また、労働局・経済団体と連携し、勸奨の効果向上及び勸奨機会の拡大を図る。

- ・事業者健診データ提供同意書の提出後に健診実施機関を変更している事業所を対象に同意書の再提出を勸奨する。

- KPI：①生活習慣病予防健診受診率を 44.4%以上とする
②事業者健診データ取得率を 9.5%以上とする
③被扶養者の特定健診受診率を 31.2%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率の向上

□被保険者（特定保健指導対象者数：138,992 人）
特定保健指導実施率 17.8%（実施見込者数：24,700 人）

□被扶養者（特定保健指導対象者数：10,668 人）
特定保健指導 実施率 12.2%（実施見込者数： 1,300 人）

□保健指導の受診勸奨対策

【被保険者】

- ・健診機関による健診当日の初回面談拡大のため、検討会等を開催し課題共有と好事例展開を行う。
- ・健診機関等への外部委託による特定保健指導を推進し、府外在

るため、各健診機関の年間目標数値を設定し、実施率を向上させる。

- ・専門機関等への外部委託による特定保健指導を推進し、遠隔面談や府外在住者を含め実施を拡大する。
- ・年度当初に行う健康サポート等の特定保健指導案内にナッジ理論等を活用し、事業所の特定保健指導受け入れの拡大を図る。
- ・特定保健指導対象者が多く在職する事業所の勧奨を強化し、グループ支援等を実施する。
- ・特定保健指導の受け入れが少ない健康宣言事業所を対象に、健康宣言後の事後フォローを含めた受診勧奨を実施する。

【被扶養者】

- ・集団健診で、健診機関による健診当日の初回面談を強化実施する。
- ・集団健診案内時にナッジ理論等を活用した特定保健指導案内を行い、参加意欲の喚起を図る。

- KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を21.7%以上とする
②被扶養者の特定保健指導の実施率を18.5%以上とする
＊①②の合計（特定保健指導実施率）を21.5%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

□未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数
6,592人

- ・未治療者を対象に文書・電話勧奨を実施する。
- ・確実に受診へ繋げるため、特定保健指導とあわせた訪問による受診勧奨を実施する。

住者を含め実施を拡大する。

- ・ナッジ理論等を活用した特定保健指導案内を生活習慣病予防健診の年次案内時に行い、事業所の特定保健指導受け入れの拡大を図る。
- ・特定保健指導対象者が多く在職する事業所の勧奨を強化し、グループ支援等を実施する。
- ・公民館等で特定保健指導を実施し、事業所内での特定保健指導実施が困難な事業所の特定保健指導対象者に機会を提供する。また、付加測定の実施等参加率を高める工夫を行う。

【被扶養者】

- ・集団健診で、健診機関による健診当日の初回面談を実施する。
- ・ナッジ理論等を活用した特定保健指導案内を集団健診案内時に行い、参加意欲の喚起を図る。

- KPI： 特定保健指導の実施率を 17.4%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

□未治療者に対する受診勧奨における二次勧奨実施予定人数
6,930人

- ・未治療者を対象に電話勧奨を実施する。電話がつかない場合は文書勧奨を実施する。
- ・ナッジ理論等を活用したトークスクリプトやチラシを作成し、

- ・ナッジ理論等を活用したトークスクリプトやチラシを作成し、効果的な受診勧奨を行う。
- ・未治療者が在職する事業所に対し、文書・訪問により受診勧奨への理解・協力を深める。

□糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・大阪府医師会と連携し電話・訪問による受診勧奨を実施する。
- ・取組実績がある市町村と連携し、効果検証を実施する。

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする

iv) コラボヘルスの推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

□健康宣言事業所の拡大

- ・経済団体、経済産業局、大阪府、市町村、協力事業者等と連携を図り、「オール大阪」による健康経営・健康宣言の普及促進を行い、大阪支部加入事業所の健康増進を図る。
- ・経済産業局、大阪府と連携し、健康経営優良法人の取得を目指す事業所に対して、セミナーや職員の派遣などフォローアップを行う。
- ・健康経営啓発セミナーを市町村、商工会議所と連携し開催する。また、健康経営促進に積極的なエリアをモデルケースとして、他のエリアにもセミナーの横展開を行う。

■ KPI：健康宣言事業所数を3,000事業所以上とする。

効果的な受診勧奨を行う。

□糖尿病性腎症に係る重症化予防事業

- ・大阪府医師会と連携し電話・訪問による受診勧奨を実施する。
- ・取組実績がある市町村と連携し、効果検証を実施する。

■ KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を12.9%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

- ・事業所に対し、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）の提供を通じて、健康宣言事業所数の更なる拡大と健康経営の推進を図る。また、取組の質を向上させる観点から、出張健康講座や健康経営優良法人認定に向けたセミナーを実施し、健康宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。
- ・大阪府と共同で開催する健康経営セミナーをはじめとして、事業所における健康づくりに関し、納入告知書同封チラシやメールマガジンによる広報を実施する。
- ・女性従業員の「健康経営」の観点から、女性限定のセミナーを開催し、働く女性の健康づくりをサポートする。
- ・歯科医師会と連携のうえ、事業所の従業員に対する歯周病予防対策事業を実施し、歯科検診の重要性を啓発するとともに、歯科医療費の適正化を図る。

②広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

i) 広報活動

- ・ 広報の年度計画を策定し、必要に応じて関係団体との連携による広報を実施する。
- ・ 外部委託を活用し、イラストやロゴを用いた分かりやすい広報物を提供する。
- ・ 動画やデジタルサイネージを活用し、幅広い層に対して広報を行う。

ii) 健康保険委員

- ・ 文書や電話による勧奨を実施し、健康保険委員の委嘱拡大を図る。
- ・ 健康宣言と健康保険委員の同時登録を推進する。
- ・ 年4回の広報誌の発行及び研修会の開催により適時に分かりやすい情報を提供する。
- ・ 協会けんぽに対して望んでいる「こと・もの」をアンケートを通じて正確に把握し、アンケート結果を事業に反映させる。
- ・ 健康保険委員の表彰を実施することで、これまでの活動や功績を広く発信する。

①広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・ 広報活動について年度計画を策定し、必要に応じて関係団体との連携による広報を実施する。
- ・ 納入告知書同封チラシやメールマガジンによる定期的な広報のほか、ターミナル駅でのデジタルサイネージを活用した集客力のある空間での広報を実施する。
- ・ 広報物については、イラストやロゴを用いた分かり易い広報物を提供することにより、加入者の理解度促進を図る。
- ・ 広報分野におけるPDCAサイクルを適切に実施するため、加入者を対象とした理解度調査に基づく、特に理解が進んでいない分野に対して注力して広報を強化する。
- ・ 大阪支部イメージキャラクター「広報部鳥けんぽん」を広報媒体として積極的に活用し、協会けんぽ大阪支部への親しみと知名度アップを図る。
- ・ メールマガジンについては、加入者に幅広く協会けんぽの情報を発信するため、事業所の担当者だけでなく加入者個人にもターゲットを拡げ、メールマガジン新規登録者数の増加を目指す。(令和元年11月現在：新規登録者数3,062人)
- ・ 文書や電話による勧奨を実施し、加入者及び事業主との橋渡し役である健康保険委員の委嘱を図る。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るため、健康保険委員に広報誌「健康保険委員だより」を定期的に発行するとともに、健康保険委員研修を実施する。
- ・ 健康保険事業の推進について、協力をいただいている健康保険委員のこれまでの活動や功績に対して健康保険委員表彰を実施する。

- KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を40.1%以上とする。

③ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉

- ・ジェネリックカルテを活用し、大阪支部の阻害要因を分析する。
- ・個別の医療機関・薬局に対し、見える化ツールや後発医薬品実績リスト等を活用し、効果的な情報提供を行う。また、円滑に実施するため、大阪府及び市町村との連携を図る。
- ・新聞広告、youtubeでの動画配信、保険証送付時同封シールなど幅広い広報を行う。
- ・ジェネリック医薬品軽減額通知により切替えを行わなかった方を対象に、ナッジ理論を活用した2次勧奨を実施し、切替えを促す。
- ・国民健康保険等他の保険者と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。
- ・「後発医薬品安心促進のための協議会」に参画し、積極的な意見発信を実施する。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で77.8%以上とする。

④インセンティブ制度の実施及び検証〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・5つの指標から強化が必要な事業を明確にし重点的に取り組む。
- ・制度の仕組みや意義について周知広報を丁寧に行う。

- KPI：①広報活動における加入者理解率の平均について対前年度以上とする（令和元年度実績：42.3%）
②全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を37.0%以上とする（令和元年度実績：34.4%）

④ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅰ、Ⅲ〉

- ・新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、大阪支部の阻害要因を分析する。
- ・個別の医療機関・保険薬局に対し、上記分析結果や後発医薬品実績リスト等、見える化ツールを活用し、効果的な情報提供を行う。また、円滑に実施するため、大阪府薬務課及び大阪府薬剤師会との連携を図る。
- ・自治体の国民健康保険といった他の保険者と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。
- ・メールマガジン、納入告知書同封チラシ、保険証送付時同封シール等による広報についても検討するとともに、「後発医薬品安心促進のための協議会」に参画し、積極的な意見発信を実施する。

- KPI：大阪支部のジェネリック医薬品使用割合を77.8%以上とする。（令和元年度実績：75.6%）

⑤インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅱ、Ⅲ〉

- ・令和元年度の実施結果を迅速に検証し、大阪支部として重点的に取り組むべき分野を特定するとともに、引き続き、制度の周知広報

※⑥は削除（パイロット事業の位置付けや仕組みを整理し、新たな枠組により実施するため）

⑤地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・安心かつ効率的な医療を受けられるよう、加入者の代表として意見発信を行う。
- ・健診実施率向上等、大阪府医療費適正化計画の方針を事業に反映させ、PDCAサイクルによる取組に基づき意見発信を行う。

ii) 医療提供体制に係る意見発信

- ・地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会の医療データや国・都道府県等から提供された医療データ等を活用し、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

- ・健診等の健康増進につながる行動や医療保険制度の現状について、他の保険者と連携し、大阪府保険者協議会として広く府民に働きかけを行う。

iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・他の保険者と連携し、大阪府保険者協議会として広く府民に働

を丁寧に行う。

⑥パイロット事業を活用した好事例の全国展開〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・令和元年度調査研究事業として実施した「柔道整復施術療養費支給申請書の申請内容を活用したデータ分析及び適正化対策事業」の結果に基づき、協会の柔道整復施術療養費の適正化に向けた取組みに繋げる。
- ・大阪支部の地域特性に着目して新たな取組を検討し、パイロット事業及び調査研究事業の本部への提案を実施する。

⑦地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信〈Ⅰ〉

i) 医療費データ等の分析

- ・協会が保有するレセプトデータ等や地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。

ii) 外部への意見発信や情報提供

- ・大阪府の各種協議会（大阪府保険者協議会、大阪府医療費適正化計画推進審議会、後発医薬品安心使用促進のための協議会、大阪府地域職域連携推進協議会、大阪府高齢者医療懇談会）及び大阪府下国民健康保険運営協議会など関係方面への積極的な意見発信を行う。
- ・医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。

	きかけを行う。 ・事業所及び加入者に向け、医療保険制度の維持と適切な受診行動を結び付け、ナッジ理論を活用した広報を行う。 ・効果的な働きかけを行うため、医療データを活用する。 ■KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を行う。 ＊大阪支部が参画している各種協議会 大阪府保険者協議会、大阪府地域医療構想調整会議、大阪府医療費適正化計画推進審議会、大阪府医療審議会、後発医薬品安心使用促進のための協議会、大阪府地域職域連携推進協議会、大阪府高齢者医療懇談会、健康おおさか21推進府民会議、国民健康保険運営協議会（20市1町） ⑥調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・医療データ等を活用し加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について医療費等の分析を行う。 ・GISやSPSS等の本部提供ツールを活用し、調査研究の推進を図る。	■KPI：①他の被用者保険者との連携を含めた、地域医療構想調整会議の参加率100%を維持する ②「経済・財政と暮らしの指標「見える化」データベース」などを活用した効果的な意見発信を実施する （令和元年度実績：①100%） ⑥調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉 ・外部有識者の意見を参考に、分析テーマを選定するとともに、分析の中間段階等においても、外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て、分析の精度を高める。 ・GISやSPSS等の本部提供ツールを活用し、調査研究の推進を図る。
3. 組織・運営体制関係	人事・組織に関する取組 ①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・実績評価面談及びOJTを通じ、人事評価要領に定める役割定義に基づく人材育成を推進する。 ・基盤的業務の標準化、効率化、簡素化の取組により、コア業務や企画業務の重点化を進める。	①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置 ・現金給付等業務の標準化・効率化及び業務プロセスや職員配置等の日常の点検等を通じて、職員のコア業務や企画業務への重点化を進める。

②OJTを中心とした人材育成

i) 内部・外部講師による効果的な職員研修

- ・過去の研修内容、社会情勢を踏まえ、事業の生産性を高める研修を計画し実行する。
- ・オンラインの活用やテキストを配布し理解度テストを行うなど、実行可能な方法を模索し実施する。

ii) 日常業務の中でのOJTを実施

- ・コミュニケーションを取りやすい体制や環境づくりを推進し、職員間での意見交換や意見発信を活発にする。
- ・自ら考え創意工夫する機会を設定し、戦略的保険者機能の発揮に貢献できる職員を育成する。

③支部業績評価の実施

- ・業績評価項目から強化が必要な事業を明確にし、重点的に取り組む。

内部統制に関する取組

①内部統制に関する取組

- ・企画総務部、業務部間で業務の進捗を共有し、連携して事業運営にあたることのできる体制と環境の整備を進める。

②人事評価制度の適正な運用

- ・戦略的保険者機能の強化を目指し、創意工夫を提案・実行できる機会を作り、実現した創意工夫を人事評価結果にも反映させることで、具体的な改善を実現していく。

③OJTを中心とした人材育成

- ・内部・外部講師による効果的な職員研修を行うとともに、日常業務の中でOJTを実施できる体制を構築することにより、自ら考え創意工夫することができ、戦略的保険者機能を更に発揮することに貢献できる職員を育成する。

④支部業績評価の実施

- ・業務の進捗管理を行い、大阪支部の業績を向上させる。

⑤内部統制の強化に向けた取組

- 企画総務部、業務部の事業および業務の進捗を共有し、各部におけるニーズを把握し連携できる体制の強化に努める。
- 効率化・生産性の向上につながるよう、管理職がマネジメント力を発揮できる環境づくりを行う。
- ・山崩し（ユニット制）の定着と促進を図れるよう、管理職とチー

②リスク管理

- ・個人情報保護・情報セキュリティについて研修を実施するとともに、平時から管理職が具体的な注意喚起を継続するほか、定期的に職員相互で遵守事項が徹底されているか確認する。
- ・大規模自然災害等に備えた訓練を年2回以上行い、初動対応の確認と想定されるリスクへの備えを充実させる。

③コンプライアンスの徹底

- ・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について研修を実施するとともに、管理職による日常点検を行いリスクの発見とマネジメントを徹底する。

その他の取組

①費用対効果を踏まえたコスト削減等

一般競争入札の一者応札案件の減少に努めるため、以下の取り組みを行う。

- 事業者の参加しやすい環境づくり
 - ・ 分かりやすい調達案件名の設定と仕様書等の作成。
 - ・ 公告から入札及び納期まで、十分な期間の確保。
- 競争参加者へのアンケート実施と分析
 - ・ 過去に実施した案件のアンケートを分析して仕様書作成に反映させる。
 - ・ 入札説明会での質疑応答等を活用し、事業者の入札参加の障壁となっている事象を聴取し、改善する。

ム（ユニット）リーダーがコミュニケーションを取りやすく、成長につながるレイアウトや人員となることを目指す。

⑥リスク管理

- ・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応など、より幅広いリスクに対応できるリスク管理体制の強化を図る。特に、情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。また、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施し、平時から有事に万全に対応できる体制を整備する。

⑦コンプライアンスの徹底

- ・個人情報保護や情報セキュリティ等の法令遵守（コンプライアンス）に関する日常点検や研修を通じて、リスクマネジメントを徹底する。

②費用対効果を踏まえたコスト削減等

○一般競争入札の一者応札案件の減少に努めるため、以下の取り組みを行う。

- ・ 公告から入札及び納期まで、十分な期間を確保し事業者に参加しやすい環境を提供する。
- ・ 過去に実施したアンケートを分析し、事業者に分かりやすい仕様書を作成する。（アンケートは今年度も引き続き実施する）。
- ・ 入札説明会の質疑応答等で、事業者の入札参加の障壁となっている事象を聴取し、改善を図る。
- ・ 入札参加資格保有の事業者へ積極的な周知活動を行う。
（架電、ダイレクトメール（はがき）の送付による入札公告掲示

Ⅲ) 参加者拡大への取り組み

- ・入札参加資格保有の事業者への積極的な周知活動
(ダイレクトメール(はがき)の送付による入札公告揭示案内)

■ KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%
以下とする。(令和3年2月現在 22.72%)

案内)

■KPI : 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%
以下とする。(令和元年度実績 26.1%)

【令和3年度 大阪支部 KPI一覧】

基盤的保険者機能関係

	KPI項目	令和3年度KPI	令和2年度	
			実績	KPI
サービス水準の向上	①サービススタンダードの達成状況	100%	● 100% (2月末)	100%
	②現金給付等の申請に係る郵送化率	96.0% 以上	● 95.9% (2月末)	93.0% 以上
限度額適用認定証の利用促進	高額療養費制度に占める限度額適用認定証の使用割合	※設定なし	78.7% (6月末)	88.0% 以上
効果的なレセプト点検の推進	①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率	対前年度以上	0.438% (1月末)	0.517% 以上
	②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額	対前年度以上	-	-
柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上での施術の申請の割合	対前年度以下	2.14% (1月末)	2.05% 以下
返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率	対前年度以上	91.54% (1月末)	95.0% 以上
	②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率	対前年度以上	36.11% (1月末)	46.42% 以上
	③医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合	※設定なし	● 0.073%(11月末)	0.095% 以下
被扶養者資格の再確認の徹底	被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率	92.7% 以上	85.8% (2月末)	92.0% 以上

【令和3年度 大阪支部 KPI一覧】

戦略的保険者機能関係

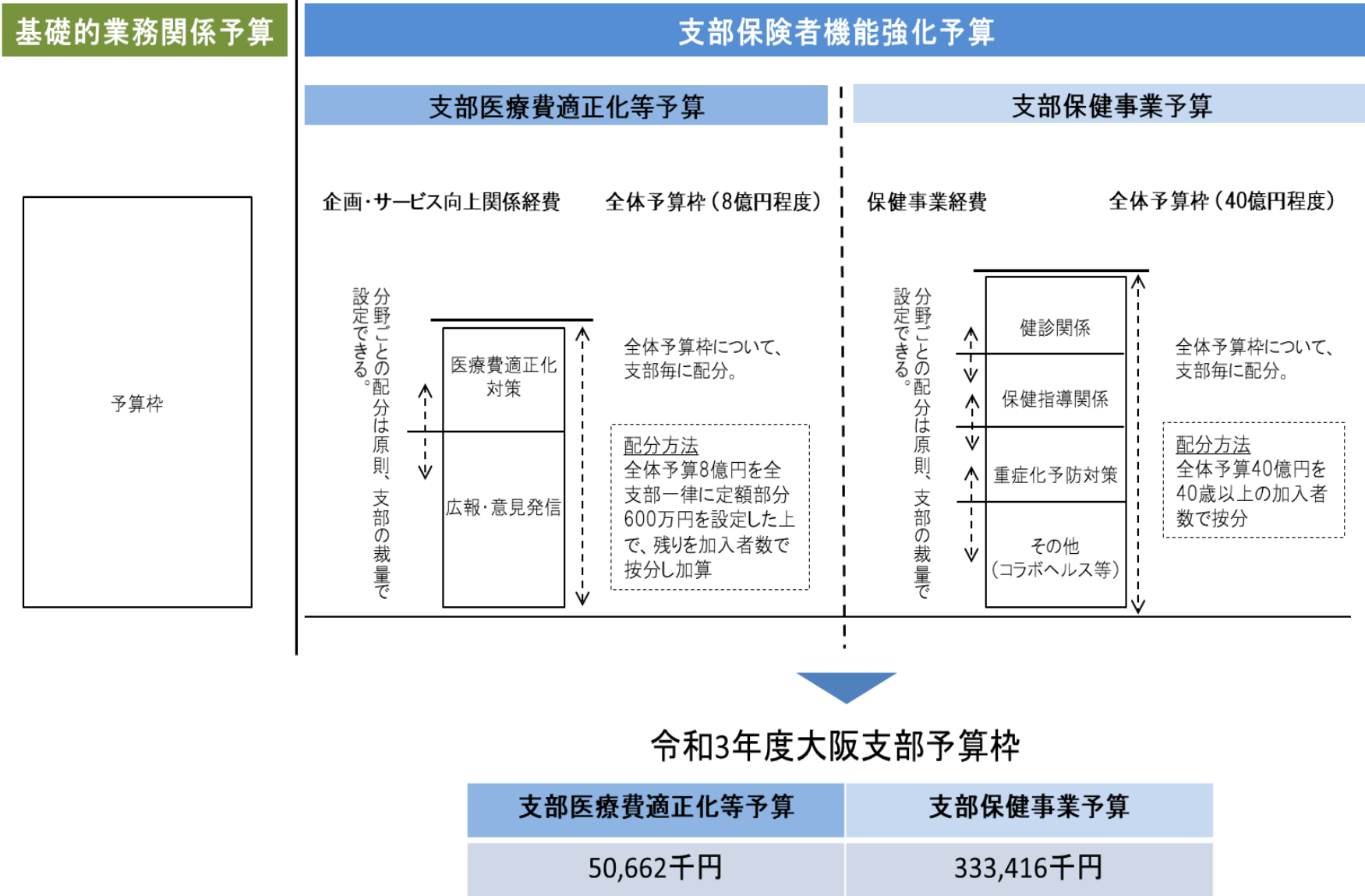
KPI項目		令和3年度KPI	令和2年度	
			実績	KPI
特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上	①生活習慣病予防健診受診率	44.7% 以上	30.9% (1月末)	44.4% 以上
	②事業者健診データ取得率	9.7% 以上	3.2% (1月末)	9.5% 以上
	③被扶養者の特定健診受診率	32.80% 以上	13.4% (1月末)	31.2% 以上
特定保健指導の実施率及び質の向上	①被保険者の特定保健指導の実施率	21.70% 以上	9.3% (1月末)	17.4% 以上
	②被扶養者の特定保健指導の実施率	18.50% 以上		
重症化予防対策の推進	受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合	11.80% 以上	10.92% (1月末)	12.9% 以上
コラボヘルスの推進	健康宣言事業所数	3,000事業所以上	-	-
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合	40.10% 以上	● 37.2% (2月末)	37.0% 以上
ジェネリック医薬品の使用促進	ジェネリック医薬品使用割合	77.8% 以上	76.3% (10月末)	77.8% 以上
地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的	実施	実施機会無	実施

組織・運営体制関係

KPI項目		令和3年度KPI	令和2年度	
			実績	KPI
費用対効果を踏まえたコスト削減等	一般競争入札に占める一者応札案件の割合	20.0% 以下	22.72% (2月末)	20.0% 以下

令和3年度 大阪支部 保険者機能強化予算について

○ 支部保険者機能強化予算の概要



○ 令和3年度 大阪支部保険者機能強化予算（最終）

【医療費適正化等予算】（単位：千円）

分野	新規・継続	取組名	第2回評議会 提示予算額	最終予算額
医療費適正化対策経費	新規	(適1)対象を絞った二次通知による「ジェネリックレター」	503	503
	継続	(適2)ジェネリック医薬品使用割合通知による薬局への情報提供	264	264
	継続	(適3)健診結果及びレセプトを活用した歯と口腔の健康に関する共同分析	550	506
	新規	(適4)プロサッカークラブのキャラクターロゴ等を使用したジェネリック希望シールの作成	-	1,012
	継続	(適5)ジェネリック医薬品周知啓発動画の作成	-	2,602
	新規	(適6)健診結果データ、レセプトデータの加工・匿名化外部委託	-	2,750
	新規	(適7)令和元年度調査研究事業の分析結果を活用した患者照会の実施(柔整)	2,117	2,118
	合計		3,434	9,755
広報・意見発信経費	継続	(適8)メールマガジンへの医療コラムの掲載	600	429
	継続	(適9)地域の媒体を活用した「医療のかかり方」の広報	2,430	2,431
	新規	(適10)インターネットを利用した各種事業の広報	6,600	7,581
	新規	(適11)新入職員向けマンガリーフレットの作成	-	1,815
	継続	(適12)紙媒体による広報 ※1	29,723	28,205
	合計		39,353	40,461

※ 1 (適12)28,205千円の内訳は、P23に記載

計	42,787	50,216
予算枠	50,662	50,662

○ 令和3年度 大阪支部保険者機能強化予算（最終）

（適12）紙媒体による広報（単位：千円）

取組名	第2回評議会 提示予算額	最終予算額
納入告知書に同封するチラシ作成	12,000	12,144
算定基礎届事務説明会における資料	990	990
健康保険制度に関する支部独自総合パンフレット	4,200	4,158
健康保険委員向け卓上カレンダーの作成	6,600	4,950
健康保険委員制度周知文書作成及び封入封緘	1,900	1,925
傷病手当金と傷害・老齢年金の併給調整案内チラシ	132	132
限度額適用認定証の利用促進のための申請手続きセット	2,200	2,200
任意継続加入手続き案内（継続セット）	962	962
申請書に添付する注意喚起チラシ	297	297
保険証回収案内チラシ及び封筒の作成	223	223
第三者行為などの負傷後の届出に係る周知用チラシの印刷	26	27
第三者行為による傷病届（事故分）の印刷	58	78
第三者行為による傷病届（事故分 記入例）の印刷	23	30
第三者行為による傷病届（事故外）の印刷	41	54
第三者行為による傷病届（事故外 記入例）の印刷	25	33
合計	29,674	28,205

○ 令和3年度 大阪支部保険者機能強化予算（最終）

【保健事業予算】（単位：千円）

グループ	新規・継続	取組名	第2回評議会 提示額	最終予算額
企画	新規	（保1）エリアを絞った健康経営の推進	1,155	1,155
	新規	（保2）健康経営アドバイザー派遣事業	2,200	4,840
	継続	（保3）健康宣言サポートツールの企画・作成	1,320	1,320
	継続	（保4）健康経営優良法人フォローアップセミナー	2,068	2,068
	継続	（保5）健康経営セミナーの開催（大阪府との共同開催）	2,629	2,629
	継続	（保6）女性向け健康セミナーの開催（大阪府との共同開催）	2,090	770
	継続	（保7）加入者の健康づくり意識の向上（イベントの開催）	4,015	4,015
	継続	（保8）デジタルサイネージを利用した健診受診広報	3,000	2,750
	新規	（保9）事業所の健康づくりの取組状況・課題の把握及び広報	－	2,398

○ 令和3年度 大阪支部保険者機能強化予算（最終）

【保健事業予算】（単位：千円）

グループ	新規・継続	取組名	第2回評議会 提示額	最終予算額
保健	継続	（保10）未受診者への生活習慣病予防健診（集団健診）の案内	21,780	21,780
	新規	（保11）生活習慣病予防健診の実施件数の向上 【健診推進経費】	22,000	22,000
	継続	（保12）生活習慣病予防健診の年次案内	8,095	8,095
	継続	（保13）新規契約健診機関周辺事業所への健診開始DM送付	880	880
	継続	（保14）35歳到達被保険者初年度健診受診案内の作成	792	792
	新規	（保15）働く女性のサポート 婦人科検診受診案内の作成	2,750	2,750
	継続	（保16）新規適用事業所への生活習慣病予防健診等の案内業務	1,942	1,942
	新規	（保17）新規適用事業所への生活習慣病予防健診等の電話勧奨業務	5,720	5,720
	新規	（保18）事業者健診にかかる保険会社との連携事業	5,500	5,500
	継続	（保19）事業者健診にかかるデータ取得勧奨業務	84,040	84,040
	継続	（保20）事業者健診結果データ提供広報用リーフレットの作成	851	935
	継続	（保21）集団健診を中心とした自治体との連携による特定健康診査の実施	50,985	50,985
	継続	（保22）特定健診受診券の封入・封緘業務委託	4,100	4,421

○ 令和3年度 大阪支部保険者機能強化予算（最終）

【保健事業予算】（単位：千円）

グループ	新規・継続	取組名	第2回評議会 提示額	最終予算額
保健	継続	(保23) 事業主と連携した被扶養者への特定健診受診勧奨	330	330
	継続	(保24) 特定健診未受診者の経年での受診状況に応じた勧奨業務について	6,138	6,138
	継続	(保25) 特定保健指導実績の向上 【特定保健指導推進経費】	8,458	8,458
	新規	(保26) 特定保健指導未実施機関と専門機関による特定保健指導推進	2,090	—
	継続	(保27) 未治療者受診勧奨 【支部実施(二次勧奨)】	6,072	6,072
	継続	(保28) 未治療者受診勧奨 【生活習慣病予健診機関実施分】	23,232	23,232
	新規	(保29) 受診勧奨スキルアップのためのDVD製作	550	—
	継続	(保30) 糖尿病性腎症患者の重症化予防対策	842	842
	継続	(保31) その他の重症化予防対策(5大がん)	6,490	6,490
	継続	(保32) 事業所健康度診断カルテの作成に係る業務委託	5,352	5,352
	継続	(保33) 職場における健康講座	14,300	14,300
	継続	(保34) 特定保健指導委託機関による健康サポート	10,736	10,736
	継続	(保35) その他全般（主に事務経費）	14,704	14,704

予算額合計	327,203	328,439
-------	---------	---------

予算枠	333,416	333,416
-----	---------	---------

